

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	32 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	20 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から54年2月までの期間及び同年7月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から54年3月まで
② 昭和54年7月から55年3月まで

申立期間は、年金手帳でも国民年金被保険者資格を取得していたこととされており、夫の分と併せて国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間以外に未納とされている期間は無く、保険料が払えない時にはきちんと免除の手続きもしており、日ごろから年金については意識してきた。

申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間においては、申立期間以外に国民年金保険料が未納とされている期間は無い。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替時以外は同切替えに伴う国民年金被保険者資格の得喪手続きを適切に行っていることがうかがわれるほか、夫婦共に保険料を前納している期間も多く、申立人の年金に対する関心や保険料の納付に対する意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立期間①及び②に関連する昭和53年4月1日の資格取得（平成15年4月に昭和53年4月22日の取得に変更）、54年4月1日の資格喪失（平成15年4月に昭和54年3月23日の喪失に変更）及び同年7月1日の資格取得に係る処理が55年8月に行われたことがうかがわれ、このころ、申立期間①及び②に係る切替手続きが行われたものとみられることから、申立人は、この時点では時効前であった53年7月以降の過年度保険料（55年8月の処理により未加入とされた54年4月から同年6月までを除く。）については納付することが可能であった。

加えて、申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った時には納付書が送付され、これにより保険料の納付を行ったとしており、上記過年度保険料を納付したとしても不自然ではない。

しかしながら、申立期間①のうち昭和54年3月については、申立人は厚生年金保険被保険者であったことが平成15年4月に判明し、国民年金被保険者となり得る期間ではないことは明らかであるから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から54年2月までの期間及び同年7月から55年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から48年3月まで

私は、昭和41年の婚姻を契機に国民年金の加入手続を行い、町内会の組長に夫婦二人分の保険料を納付していたつもりでいた。当時の町内会費の管理簿を見たところ、合計金額しか記載されておらず、誰の保険料であるのかは不明であるが、私たち夫婦が結婚した同年11月ごろに集金された金額が増えており、私たち以外に人数が増える可能性は無く、これは私たち夫婦の保険料が増えた分ではないかと思う。

また、私は、夫婦二人分の保険料をいつも私が一緒に納付してきたのに、昭和46年度及び47年度について夫がさかのぼって納付している記録と私の記録が違っている点もおかしいと思うので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人夫婦は昭和48年度から55年度までの保険料は、共に現年度納付しており、夫婦の保険料の納付方法が一致している上、A市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人夫婦は保険料の納付日が確認できる56年度以降の期間は、すべて夫婦同一年月日に保険料を納付しており、これらは夫婦二人分の保険料を申立人が一緒に納付していたとする申立人の主張と符合する。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和48年4月ごろ夫婦連番で払い出されており、申立人夫婦はこのころ国民年金の加入手続をしたものと考えられるが、この時期を基準とすると、さかのぼって保険料の納付が可能な期間は昭和46年度及び47年度であり、この2か年度については申立人の夫の

保険料はさかのぼって納付されていることが確認できる。

申立人は、この過年度納付についての記憶は明確ではないものの、申立人の夫の保険料のみを納付する理由はうかがえず、申立人夫婦の保険料納付を実際に行っていたのは申立人であることからみて、申立人の主張のとおり夫婦間の記録が一致していないことは不自然である。

一方、申立人夫婦の居住地区で管理している町内会費の管理簿によると、同地区において申立期間当時、国民年金保険料の集金を町内会で行い、その集金合計額を同管理簿に記載していたことが確認できるが、申立人夫婦は、この合計額が増加している時期と申立人夫婦の婚姻の時期が一致しているため、その増加の原因は自分たちの保険料分が追加されたためではないかとしている。

しかし、町内会費の管理簿には、具体的な保険料徴収対象者の記載は無いものの、婚姻時期の前後にあたる昭和41年10月及び42年1月の集金合計額と当時の保険料月額単価から推認すると、集金合計額の増加の主たる原因は保険料月額の単価の引き上げによるものであり、保険料徴収対象者の増加によるものと推認するまでには至らない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、前述のとおり、昭和48年4月に払い出されており、この払出時期を基準とすると、申立期間のうち46年3月以前は、時効により保険料を納付することはできなかった。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年10月から53年6月まで
② 昭和54年4月から55年3月まで

私は、昭和46年4月ごろ、親に勧められてA市B区役所で国民年金の加入手続をした。その後は、保険料を集金人に3か月ごとに私か妻が納付し、国民年金手帳に検認印を受けてきた。51年5月と54年3月に同区内で転居したが、これが関係しているのか、申立期間の保険料が未納とされている。自営業だったので、毎年確定申告書には、1年分の納付した国民年金保険料と国民健康保険料の合計金額を記載し、申告していた。現在はその資料も無く、保険料額の記憶も無いが、納付したにもかかわらず、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は集金人に3か月ごとに保険料を納付したとしているが、申立期間①の当時、A市においては、集金人（国民年金推進員）による3か月ごとの保険料収納が行われており、申立人の主張と一致する。

また、申立人は申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているほか、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳で確認できる限り、申立人は、納付済みとなっている期間はすべて現年度納付している上、A市の納付データ明細表によれば、申立人は申立期間①後の昭和53年7月から54年3月までの保険料を集金人に納付しており、申立人は集金人が来れば保険料を納付していたものと推認できる。

さらに、申立期間①は申立人がB区C町から同区D町に転居した後の期間

であるが、申立人が所持する国民年金手帳にはその住所変更が記録されており、申立人宅に集金人が訪問することは可能であったものと推認され、申立人が申立期間①の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

- 2 一方、申立期間②については、申立人の被保険者台帳において、昭和 54 年度欄に「納付書送付ハガキ送付」の記載があることから、当時、当該期間の保険料は未納であったことがうかがわれるが、申立人には当該ハガキを受け取った記憶は無い上、A市では保険料の徴収方法を昭和 54 年 4 月に集金人制度から納付書方式に変更しているものの、申立人は当該期間における保険料の徴収方法に関する記憶は曖昧であり、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見いだせない。

また、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 10 月から 53 年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年9月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年3月まで

私は、結婚後、国民年金の加入手続を行い、その後、来宅した女性の集金人に保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人には、昭和35年11月と40年4月の2回、国民年金手帳記号番号が払い出されており、納付済みと記録されている申立期間直前の昭和36年度から38年度までの保険料は、このうち1回目に払い出された国民年金手帳記号番号により納付されたものとみられる。1回目に払い出された国民年金手帳記号番号が重複消除されたのは46年4月以降とみられることから、この記号番号により申立期間の保険料を納付することは可能であった。

しかし、申立人には、1回目に払い出された国民年金手帳記号番号に係る加入手続の記憶は無く、保険料も、当時の雇用主が納付したものか自らが納付したものか記憶が無い。

また、1回目に払い出された国民年金手帳記号番号は、申立人の当時の職場の同僚と同日に払い出されていることから、当時の雇用主が加入手続を行い、保険料を納付していた可能性があるが、申立人は、申立期間の前の昭和38年9月に独立開業したとしており、従前の雇用主が申立期間の保険料まで納付したとは考え難い。

2 申立人は、昭和38年※月にA市B区役所に婚姻届を提出した際に夫婦の国民年金の加入手続を行い、以後、保険料を納付していたと説明しているが、申立人夫婦の戸籍の附票では、同区に転入したのは申立期間中の39年8月

と記載されている上、戸籍では、婚姻届の提出日は40年※月と記載されており、申立人の説明と相違する。

また、申立人の国民年金資格取得日は現在では昭和35年10月1日とされているが、2回目の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、資格取得日は39年9月10日とされており、1回目に払い出された国民年金手帳記号番号と記録が統合された時点（46年4月以降）で、資格取得日が訂正されたものとみられる。このため、申立期間当時には、2回目に払い出された国民年金手帳記号番号では、申立期間のうち39年4月から同年8月までの間は無資格期間とされており、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間のうち昭和39年4月から同年8月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

- 3 申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、申立人と連番で払い出されている。このことから、申立人夫婦の加入手続は昭和40年4月に同時に行われたものと推認され、以降の保険料は、夫婦共にすべて納付しており（61年以降の申請免除期間を除く。）、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の2回目の加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち昭和39年9月から40年3月までの保険料を現年度納付することが可能であった。

さらに、申立人夫婦の国民年金手帳の印紙検認記録から、夫婦共に、昭和41年度及び42年度の保険料を年度当初に一括で納付したことが確認でき、このうち42年度の保険料は検認印の内容から昭和42年4月に区役所で納付したとみられる。このため、申立人が40年4月に区役所で加入手続を行った際にも、現年度納付可能であった39年9月から40年3月までの夫婦の保険料を納付したと考えられる。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年9月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年9月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年3月まで

私は、結婚後、国民年金の加入手続を行い、その後、来宅した女性の集金人に保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、その夫が、昭和38年※月にA市B区役所に婚姻届を提出した際に、夫婦の国民年金の加入手続を行い、以後、保険料を納付していたと説明しているが、申立人夫婦の戸籍の附票では、同区に転入したのは申立期間中の39年8月と記載されている上、戸籍では、婚姻届の提出日は40年※月と記載されており、申立人の説明と相違する。

また、申立人の国民年金資格取得日は、社会保険庁の記録及び申立人が所持する国民年金手帳（昭和41年4月発行）の記載共に、39年9月10日とされている。このため、申立期間のうち同年4月から同年8月までの間は資格取得前の無資格期間であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間のうち昭和39年4月から同年8月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

2 申立人の国民年金手帳記号番号は、その夫と連番で昭和40年4月に払い出されている。このことから、申立人夫婦の加入手続は同年4月に同時に行われたものと推認され、以降の保険料は、夫婦共にすべて納付しており（61年以降の申請免除期間を除く。）、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人夫婦の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち昭和39年9月から40年3月までの保険料を現年度納付することが可能であった。

さらに、申立人夫婦の国民年金手帳の印紙検認記録から、夫婦共に、昭和41年度及び42年度の保険料を年度当初に一括で納付したことが確認でき、このうち42年度の保険料は検認印の内容から昭和42年4月に区役所で納付したとみられる。このため、申立人の夫が40年4月に区役所で加入手続を行った際にも、現年度納付可能であった39年9月から40年3月までの夫婦の保険料を納付したと考えられる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年9月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

申立期間当時、私は大学4年生だった。その時期若しくは少し後の時期に区役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を区役所の窓口で納付した。社会保険事務所が回答してきたように昭和53年に加入手続を行ったことは無い。昭和50年度分の保険料を納付した後は、51年度分、53年度分、52年度分の順に納付したので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和53年に国民年金の加入手続を行ったことは無く、それ以前に行ったとしているが、加入手続の時期についての明確な記憶は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年1月に社会保険事務所からA市B区に払い出されたものの一つであり、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号を有する任意加入者の資格取得時期はいずれも同年2月である。このため、申立人の国民年金加入手続は同年2月に行われたものと推認され、このことは、申立人が唯一交付されたとする年金手帳に記載されている申立人の姓が、52年※月に婚姻届を提出した後の姓であること、及び記載されている住所が53年2月に住民登録を異動（戸籍の附票により確認）した後の住所であることと符合するほか、申立人は20歳に到達以降、同日まで住民登録を異動したことが無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続が行われた時点では、申立期間のうち50年4月から同年12月までの保険料は時効となっており、納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人は、その所持する「国民年金の保険料納入について」の文書（A市及び社会保険事務所が連名で送付したもの）及び昭和51年度分保険料の領収書の元となった納付書が昭和53年以前に送付されたものであるとみられることから、加入手続も同年以前に行われていたと主張している。

しかし、当該文書の記載内容から、当該文書は昭和52年度中に加入手続が行われた者に対して、53年度になってから送付されたものであるとみられること、及び51年度分の過年度納付書は52年度中に送付されたとみられることから、申立人の加入手続が53年2月に行われたと推認されることとの矛盾は無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

- 2 申立人は、申立期間以後の国民年金保険料はすべて納付しているほか、保険料を前納した期間も多数みられるなど、保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金加入手続が行われた時点では、昭和51年1月から52年3月までの保険料を過年度納付することが可能であり、このうち、昭和51年度の保険料を53年4月に過年度納付したことが申立人の所持する領収書から確認できる。この51年度保険料が納付された時点では、申立期間のうち51年1月から同年3月までの保険料を過年度納付することが可能であり、申立人は、当該期間の保険料も過年度納付していたと考えるのが自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和52年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月1日から同年8月1日まで

私は、昭和52年6月1日からA社B支店に勤務していた。厚生年金保険の資格取得日が同年8月1日となっているが、当時の給与明細書を所持しており、保険料も控除されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人がA社に昭和52年6月1日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び昭和52年8月の社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和41年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和37年3月にA社に就職し、本社で勤務していたが、41年4月1日付けで同社B支店への異動を命じられた。

しかし、この異動は取り消され、引き続き本社勤務となり、その後、昭和42年6月にA社C支店に異動するまで本社で勤務した。

社会保険庁の私の厚生年金保険の記録を見ると、A社本社での厚生年金保険の資格喪失日が昭和41年4月1日、同社B支店での資格取得日が同年5月1日となっている。

しかし、私は、昭和42年6月まで本社に勤務しており、社会保険料が給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間が被保険者期間となっていないことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社勤務に係る人事記録及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間について同社に継続して勤務し(昭和41年4月1日に同社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年5月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月30日から同年7月1日まで
平成3年11月から現在に至るまでA社（又は親会社のB社）に勤めており、途中転籍はあったが、勤務形態に変わりなく継続して勤めていたため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在職証明書及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（平成9年7月1日にA社から親会社B社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成9年5月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、平成9年6月30日を資格喪失日として届け出たことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月1日から同年8月1日まで

事業主に、昭和63年7月1日から健康保険と厚生年金保険に加入すると言われ、給与から保険料を控除されるようになった。63年7月以降の給与明細書と源泉徴収票があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の報酬額及び昭和63年8月の社会保険事務所の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格取得日について、昭和63年7月1日として届け出るべきところを同年8月1日として届け出たと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を昭和23年12月9日及び24年9月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額について、23年12月を4,200円、24年8月を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年12月9日から24年1月1日まで
② 昭和24年8月5日から同年9月5日まで

私は、昭和23年12月9日から53年9月30日までA社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていた。同社B支店への入社の時と、C支店への転勤の時の記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出を受けた職歴証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は昭和23年12月9日に入社し、53年9月30日に退職するまで同社に継続して勤務（24年9月5日に同社B支店から同社C支店に異動）していたことが確認できる。

また、A社は、「採用当初から、厚生年金保険の被保険者資格を取得させている。また、申立人は当社のB支店からC支店へ異動発令されているが、引き続き厚生年金保険料を給与から控除していた。」と回答しており、職歴証明書により昭和20年代に入社したことが確認できる同僚3人は、いずれも採用と同月に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人も同様に、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 24 年 1 月の社会保険事務所の記録から 23 年 12 月を 4,200 円、24 年 7 月の社会保険事務所の記録から同年 8 月を 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は、職歴証明書のとおり の被保険者資格の取得及び喪失の届出を行い、保険料を納付したと思うと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案 1347

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和46年9月1日にA社へ入社し、同年12月に退職するまで厚生年金保険に加入していた。私は、当時の給与明細書をすべて所持しており、同年10月から同年12月までの毎月の給与から保険料が控除されているにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険が未加入となっていることに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人が昭和46年9月1日から同年12月25日までA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び昭和46年10月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び失業保険資格取得確認通知書を保管しており、申立人の被保険者資格取得手続を誤ったと認めていることから、事業主が昭和46年10月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年9月の保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案1348

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年7月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月2日から同年10月18日まで

私は、昭和46年10月にB社に入社し、平成12年1月に退社するまで同社及び同社のグループ会社であるA社に継続して勤務していた。

しかし、社会保険事務所で厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間が空白とされているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険記録及び同僚の証言等から判断して、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和48年7月2日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の記録及び昭和48年6月の社会保険事務所の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、社会保険事務所の記録によれば、申立期間当時、B社からA社に異動した5人のうち申立人を含む3人に、いずれも申立人と同様の空白期間が生じていることが確認でき、これら全員について社会保険事務所が事業所の届出を誤って記録したとは考え難いことから、事業主が昭和48年10月18日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月から9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から46年3月まで

私の国民年金については、婚姻前の期間は家族に任せっきりであったが、うっすらと年金についての記憶がある。

婚姻後の期間は妻に任せており、妻が町内会の組長に夫婦二人分の保険料を納付していたつもりでいた。当時の町内会費の管理簿を見たところ、合計金額しか記載されておらず、誰の保険料であるのかは不明であるが、私たち夫婦が結婚した昭和41年11月ごろに集金された金額が増えており、私たち以外に人数が増える可能性は無く、これは私たち夫婦の保険料が増えた分ではないかと思われるので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、婚姻（昭和41年11月）前の期間の国民年金については家族に任せていたとしており、加入手続及び保険料の納付に関与していない上、申立人自身、当時の記憶は曖昧であるため、当時の保険料が納付されていたことをうかがい知ることができない。

また、申立期間のうち、婚姻後の期間については、申立人夫婦の居住地区で管理している町内会費の管理簿によると、同地区において申立期間当時、国民年金保険料の集金を町内会で行い、その集金合計額を同管理簿に記載していたことが確認できるが、申立人夫婦は、この合計額が増加している時期と申立人夫婦の婚姻の時期が一致しているため、その増加の原因は自分たちの保険料分が追加されたためではないかとしている。

しかし、町内会費の管理簿には具体的な保険料徴収対象者の記載は無いもの

の、婚姻時期の前後にあたる昭和41年10月及び42年1月の集金合計額と当時の保険料月額単価から推認すると、集金合計額の増加の主たる原因は保険料月額単価の引上げによるものであり、保険料徴収対象者の増加によるものと推認するまでには至らない。

さらに、社会保険庁の記録及び申立人所持の国民年金手帳によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年4月に払い出されており、このころ申立人の妻は国民年金加入手続を行ったものとみられるが、この記号番号の払出時期を基準とすると、申立期間は時効により保険料を納付することはできなかった。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から54年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から54年7月まで

私は、昭和46年、A市B区に住んでいたころ、夫の会社の方から「国民年金に任意加入した方が年取ってからいいよ。」と言われ、任意加入した。保険料は納付書で3か月に1度、近くの郵便局から納付していた。

申立期間の保険料を納付したことが分かるものは何も無いが、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年ごろに国民年金の任意加入手続を行ったとしているが、社会保険庁の記録によれば、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたのは54年8月15日であり、これ以外に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人はこのころ初めて国民年金被保険者資格取得手続を行ったものとみられ、申立人が所持している国民年金手帳にも、申立人は同日に被保険者資格を取得したことが記載されている。

また、申立人は昭和28年5月に厚生年金保険の被保険者であった夫と婚姻しており、その夫は国民年金制度が開始された36年4月から申立期間を通じて継続して厚生年金保険の被保険者であったことから、申立人にとって申立期間は任意加入の対象となる期間であり、制度上、さかのぼって被保険者資格を取得することはできず、申立期間は未加入であったことになり、同期間の保険料を納付することはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間を通して、納付書により保険料を納付していたとしているが、A市における納付書による保険料の納付は、昭和49年1月に市内の一部で開始されており、それまでは印紙検認方式であったことから申立人の主張とは異なる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1501

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から平成3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から平成 3 年 2 月まで
申立期間において私は学生であったが、母親が私の将来のためA市役所で国民年金の加入手続をし、父親の銀行口座からの口座振替により私の国民年金保険料を納付していたと聞いていたので、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間における国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親の記憶は必ずしも明確でないため、加入手続及び納付状況についての詳細は不明である。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年1月16日に払い出され、その資格取得日は、同年4月1日とされており、申立人が所持する国民年金手帳に記載されている資格取得日とも一致している。この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金には未加入となり、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の母親は申立期間に係る申立人の国民年金保険料を口座振替で納付したとしているが、A市が保管する「国民年金口座振替一覧表」を見ると、申立期間についての記録は無く、申立人が国民年金被保険者資格取得後となる平成3年6月から4年4月までの期間については、申立人の父親の銀行口座からの口座振替事務が実施されたことが確認でき、このことは同市の納付記録とも一致していることから、同市の記録に不自然な点は見受けられない。

加えて、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から52年12月までの国民年金保険料(付加保険料を含む。)については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和55年6月から56年5月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から52年12月まで
② 昭和55年6月から56年5月まで

国民年金に加入する際、付加年金の申出も同時にした。年金を請求する時に、申立期間①については定額保険料も付加保険料も未納であり、申立期間②については、定額保険料は納付済みであるが、付加保険料が未納であることを知った。

保険料は付加保険料も含めて、時にはボーナスでさかのぼって納付したこともあったが、定期的に納付書で納めていたので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、51か月と長期にわたる上、申立人はこの期間の定額保険料及び付加保険料の納付金額の記憶は無い。

また、申立人は納付書により定額保険料と付加保険料を納付したとしているが、A市において納付書による国民年金保険料の収納を開始したのは昭和50年4月(一部地域においては49年1月)からであり、申立人の主張と相違する。

2 申立期間②については、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、申立人は昭和55年6月に付加保険料の納付を辞退したことが記録されており、このことは申立人が所持する国民年金手帳の記載とも一致し、申立期間②において申立人は付加保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

また、A市の納付データによると、申立人の昭和55年4月から同年6月

までの保険料は、口座引き落としができずに納付書による納付となっている。この納付書の送付は、この期間の保険料の納付期限である 55 年 7 月以降に行われたものと推認されるが、同年 4 月及び同年 5 月については、1 通の納付書で定額保険料と付加保険料を加えた 8,340 円（1 か月分の保険料は、定額保険料が 3,770 円、付加保険料が 400 円の計 4,170 円）の保険料が、同年 6 月については定額保険料のみの 3,770 円が納付されたこととされている。このことから、申立人に納付書が送付された時点において、申立人は付加保険料の納付者でなかったものと推認され、このことは前述の申立人の被保険者名簿及び国民年金手帳において申立人の付加保険料納付辞退が同年 6 月と記録されていることとも符合する。

- 3 申立人が、申立期間①の定額保険料及び付加保険料、並びに申立期間②の付加保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料（付加保険料を含む）、及び申立期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から8年5月までの期間及び9年3月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年1月から8年5月まで
② 平成9年3月から同年7月まで

私は、20歳の直前に会社を退職し厚生年金保険を脱退したので、20歳の時に父親が国民年金の加入手続をA町役場で行い、申立期間①の保険料を父親が納付した。その後、再就職した会社を辞めた後の申立期間②についても父親が保険料を納付していたと聞いている。

保険料の納付の事実が確認できる資料や当時の保険料額の記憶は無いが、申立期間について父親が保険料を納付していたはずであり、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、その父親が行ってくれたとしているが、父親に聴取しても、加入の契機については、役所から通知が来たのではないかとするのみで、加入手続についての記憶は無い。

また、社会保険庁の記録では、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人が所持する年金手帳でも、厚生年金保険に係る記号番号の記載のみで国民年金手帳記号番号の記載は無い。このことから、申立人の国民年金加入手続（第1号被保険者への種別変更届）は、基礎年金番号制度が創設された平成9年1月以降に行われたことになる。

さらに、社会保険庁の記録及びA町の記録では共に、申立人が初めて国民年金の資格（第1号被保険者）を取得した日は平成12年4月11日とされている。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は、平成12年4月以降に行わ

れたものと推認され、申立期間当時には、加入手続が行われていなかった上、申立期間は無資格期間であり、無資格者に対して納付書が発行されることは無いことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から55年9月までの期間及び62年12月から平成4年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年8月から55年9月まで
② 昭和62年12月から平成4年5月まで

申立期間①については、結婚後、夫婦で国民年金に加入し、保険料を夫婦同時に店舗兼自宅のあったA町の集金人に納付していた。B市へ転居後は、保険料を納付することが困難な状況であり、夫婦共に申請免除を受けたと思うので、妻が納付済み又は申請免除になっており、私が未納とされていることは納得できない。

申立期間②については、夫婦のどちらかが、B市役所へ夫婦二人分の保険料を納付に行っていたと思うので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人には、2回（昭和46年9月にA町で、63年5月にB市で）、国民年金手帳記号番号が払い出されている。このうち、1回目に払い出された国民年金手帳記号番号に係る申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、申立人は、48年1月12日に国民年金の資格を喪失したことが記載されている。これ以後、申立期間①の期間中に国民年金の資格を取得した記録は無く、社会保険庁の記録では、申立人が再び国民年金の資格を取得したのは62年12月とされている。

以上のことから、申立人は、昭和48年1月に厚生年金保険に加入したことに伴い、国民年金の資格喪失の手続を行って以降、63年5月（2回目の国民年金手帳記号番号の払出時期）まで、国民年金の資格の再取得の手続を行っていなかったものと推認される。このため、申立期間①の当時には、申立人は国民年金に加入していなかった上、申立期間①は無資格期間であり、

保険料の納付及び免除の申請を行うことはできなかったと考えられる。

また、申立期間①の当時、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらを行っていたとするその妻に聴取しても、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得及び喪失に伴う国民年金の手続については記憶が無いほか、夫婦同様に保険料納付や免除申請したはずであるとするのみで、保険料の納付方法、納付金額等についての明確な記憶は無い。

- 2 申立期間②は、一緒に納付していたとする申立人の妻も国民年金加入期間（昭和 63 年 12 月から平成 4 年 5 月まで）の保険料は未納である。

また、申立期間②の当時、B 市では国民年金保険料の納付書が発行されており、同市役所内の金融機関でも市発行の納付書により納付可能であるが、申立人夫婦は、市役所で納付したと思うとするのみで、納付方法についての記憶が無い。

さらに、申立期間②の当時、B 市では、1 か月ごとの納付書を発行していたとしていることから、申立人は申立期間②中に 54 枚の納付書により国民年金保険料を納付したことになるが、そのすべてが、行政の管理する申立人の年金記録から欠落したとは考え難い。

- 3 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、申立期間当時、A市B区に居住し、夫婦で寝具店を営んでいた。国民年金制度が始まった時に、同区役所職員から勧められて夫と一緒に加入した。保険料の集金があったので、夫が納付していたことを覚えており、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとするその夫は死亡しているため、その状況を確認することはできないほか、夫が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

また、申立人には、2回、国民年金手帳記号番号が払い出されており、うち1回目は婚姻前の昭和36年5月に払い出されている。申立人は、婚姻前はその祖母宅に居住していたとしているが、この当時に国民年金に加入した記憶は無く、祖母から保険料を納付したとの話を聞いたことも無いとしているほか、社会保険庁が保管する当該記号番号の被保険者台帳には「不在消除」と記載されているなど、当該記号番号により保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人の2回目の国民年金手帳記号番号は、その夫と連番で昭和41年6月1日に払い出されており、この番号及び1回目に払い出されていた国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。このため、夫は同年6月ごろに夫婦の国民年金加入手続を行い、その際、36年4月にさかのぼって資格取得したものと推認され、申立期間当時には加入手続は行われていなかったことから、

保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人及びその夫の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫も、申立期間は未納である。

その上、A市で、国民年金保険料の集金人制度が創設されたのは昭和37年10月であり、36年4月から集金により保険料を納付していたとする申立人の説明と矛盾する。

そのほか、申立人の2回目の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち昭和39年度及び40年度の保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人は、A市からの集金により夫が夫婦の保険料を納付していたとするのみであり、過年度納付が行われていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から41年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から41年6月まで

私は、昭和38年7月ごろに国民年金の加入手続を行い、最初の保険料600円(半年分)を納付した。その後、集金人が3か月又は6か月ごとに来宅し、国民年金手帳に印紙を貼付して消印を押し、最後には印紙を貼付した頁を切り取って持ち帰った。保険料は、加入当時から2、3年は月額100円であったが、41年10月から月額200円に改定された。

また、社会保険庁の記録では、昭和43年10月に国民年金に加入したと記録されており、それが事実とすると、41年7月から43年9月までの保険料をまとめて納付したことになるが、当時の私の生活状況に照らせば、まとめて納付するだけの余裕は無かった。

さらに、最初の国民年金手帳の「国民年金給付のしおり(I)」には、老齢年金の計算式が記載されていたことを記憶している。

以上により、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年7月ごろにA区役所出張所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は43年10月に同区で払い出されており、申立期間当時に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は同年10月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時は未加入である上、加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人は、最初に受領した国民年金手帳の「国民年金給付のしおり

(I)」には老齢年金の計算式が記載されており、その計算式は「 $200 \text{円強} \times \text{納付月数} + 200 \text{円強} \times \text{免除月数} \times 1 / 3$ 」であったと記憶している。

しかし、申立人が記憶する計算式は、昭和42年1月1日から適用された老齢年金の計算式（ $200 \text{円} \times \text{納付月数} + 200 \text{円} \times \text{免除月数} \times 1 / 3$ ）とほぼ合致し、申立人が加入手続したとする38年7月ごろに適用されていた老齢年金の計算式（「納付済み期間が20年未満の場合、 $900 \text{円} \times \text{納付年数} + 350 \text{円} \times \text{免除年数}$ 」など）とは著しく異なる。このため、申立人が記憶する老齢年金の計算式は、43年10月ごろに加入手続した際に受領した国民年金手帳に記載されていたものであったと推認される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から47年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から47年10月まで

申立期間の国民年金保険料を具体的にいつ納付したか覚えていないが、何回かに分けて納付した。最初の納付は区役所の職員が勤務先の寮に集金に来た。2回目以降は、自分で半年分ずつまとめて、区役所の窓口で納付した。2回から3回ぐらい区役所に行ったと思う。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年11月に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。申立人には国民年金の加入手続の時期の記憶は無いが、上記のことから、同年11月ごろに加入手続が行われたものと推認されるほか、社会保険庁の記録及び申立人が所持する年金手帳の記載では共に、申立人の国民年金資格取得日は同年11月1日とされている。このため、申立期間当時には、申立人の加入手続は行われていなかった上、資格取得日以前の期間である申立期間は無資格期間であり、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人は、2回目の国民年金保険料納付から、半年分ずつまとめて納付したとしている。申立期間の保険料を申立てのように納付したとすると、初回の納付を除いても4回から5回納付したことになり、2回から3回納付したとする申立人の記憶と相違する。

一方、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、申立期間の直後の昭和47年11月から49年3月までの保険料を現年度納付したことが記録されている。この期間の保険料について、47年11月から48

年3月までの保険料を初回に納付したと仮定すれば、昭和48年度の保険料を半年ずつ2回に分けて納付したことになり、申立人の記憶する保険料の納付はこの際のものであったとも考えられる。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1508 (事案 942 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私は、A市B区の飲食店に勤務していた当時の同僚が年金(厚生年金保険か国民年金かは不明)に加入していたということを聞いたことがあるので、同僚が加入していて私が加入していないのは納付できないし、また、退職してC区D町で飲食店を開業してからは、私の兄の妻に国民年金の加入を勧められて加入し、私が夫婦二人分の保険料を近所の女性の集金人に納付していたという申立内容で、平成20年2月に第三者委員会に申立てをしたが、21年1月に昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできないという通知文を受け取った。

前回の申立てでは加入手続の時期及び保険料の納付方法の詳細は不明だったが、今回、その記憶を思い出し、また、新たな証言者が見付かったので、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出日から申立人夫婦の国民年金の加入手続は申立期間後の昭和42年6月ごろに行われたと推認されること、申立人夫婦の保険料を納付していたとする申立人が病気のため、その状況について確認することができない上、申立人の夫には加入手続及び保険料納付に関する具体的記憶が無いこと、申立期間当時に申立人夫婦が居住していたA市C区D町で保険料を集金していた集金人に聴取しても、申立人夫婦の保険料を集金していたことをうかがわせる証言は得られなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年1月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人の夫は、申立人が昭和36年4月ごろにC区役所で国民年金加入手続

を行い、保険料を納付した際には検認印が押された国民年金手帳を受け取っていたとしているほか、新たな証言者が二人見付かったと主張している。

しかし、申立人夫婦の戸籍では、申立人夫婦は昭和 37 年 2 月に婚姻したと記録されているなど、36 年 4 月に夫婦一緒に加入手続を行ったとする申立人の夫の説明と矛盾するほか、申立人の夫が主張する新たな証言者から聴取を行っても、申立人夫婦が保険料を納付していたことをうかがわせる証言は得られなかった。そのほかにも委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1509 (事案 941 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私は、A市B区の飲食店に勤務していた当時の同僚が年金(厚生年金保険か国民年金かは不明)に加入していたということを聞いたことがあるので、同僚が加入していて私が加入していないのは納付できないし、また、退職してC区D町で飲食店を開業してからは、私の妻の兄嫁に国民年金の加入を勧められて加入し、妻が夫婦二人分の保険料を近所の女性の集金人に納付していたという申立内容で、平成20年2月に第三者委員会に申立てをしたが、21年1月に昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできないという通知文を受け取った。

前回の申立てでは加入手続の時期及び保険料の納付方法の詳細は不明だったが、今回、その記憶を思い出し、また、新たな証言者が見付かったので、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出日から申立人夫婦の国民年金の加入手続は申立期間後の昭和42年6月ごろに行われたと推認されること、申立人には加入手続及び保険料納付に関する具体的記憶が無い上、保険料を納付していたとする申立人の妻が病気のため、その状況について確認することができないこと、申立期間当時に申立人夫婦が居住していたA市C区D町で保険料を集金していた集金人に聴取しても、申立人夫婦の保険料を集金していたことをうかがわせる証言は得られなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年1月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、その妻が昭和36年4月ごろにC区役所で国民年金加入手続を行

い、保険料を納付した際には検認印が押された国民年金手帳を受け取っていたとしているほか、新たな証言者が二人見付かったと主張している。

しかし、申立人夫婦の戸籍では、申立人夫婦は昭和 37 年 2 月に婚姻したと記録されているなど、36 年 4 月に夫婦一緒に加入手続を行ったとする申立人の説明と矛盾するほか、申立人が主張する新たな証言者から聴取を行っても、申立人夫婦が保険料を納付していたことをうかがわせる証言は得られなかった。そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から51年3月まで

私は、昭和41年4月の結婚後に自宅を訪れた集金人に勧誘されて、夫と共に国民年金に加入した。

保険料は、自宅兼店舗(A市で昭和41年11月開業。)へ定期的に来る集金人に、自分と夫の二人分を現金(金額不明)で支払った。

また、店の住み込み店員にも、国民年金への加入を勧めており、夫及び店の住み込み店員が保険料を納付しているのに、自分だけ保険料を納付しないはずはないので、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年4月の結婚後に夫と共に国民年金に加入し、保険料を納付したとしているが、夫は36年3月31日を資格取得日として国民年金に強制加入し、国民年金手帳記号番号は、結婚前の37年1月24日にB市で払い出されており、夫には、申立期間を含む39年1月から42年3月までの未納期間がある。

一方、申立人は、昭和38年9月11日を資格取得日として国民年金に強制加入しており、国民年金手帳記号番号はA市で50年12月26日に払い出されている。

このため、申立人と夫の間には、国民年金手帳記号番号の払出日から、その加入手続に約14年の相違があるとともに、払出しを行った市も異なり、夫には申立期間中に未納期間があることから、夫と共に国民年金に加入し、保険料を納付したとする申立人の主張は認め難い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入していなかったこととなり、申立人が保険料を現年度納

付したとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間については、一部を除き、夫も保険料を納付していたと思うとしているところ、夫は既に死亡しており、申立人が申立期間に国民年金保険料を納付していた状況を確認することもできない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月20日から18年5月1日まで

私が、A社から支給された給与額と、社会保険事務所の記録上の同社に係る厚生年金保険の標準報酬月額とが大きく相違しており、賞与については、標準賞与額の記録が無いので、適切な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る給料明細書に記載された報酬額によると、申立人が主張するとおり、当該報酬額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額よりも高い額になることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、給料明細書に記載された厚生年金保険料控除額から算定した標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A社は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に届け出ておらず、申立期間の賞与に係る給料明細書によると、申立人の賞与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで
申立期間について、厚生年金保険の加入記録は無い旨の回答をもらった。
A社に昭和 43 年 3 月 1 日から 60 年 8 月 21 日まで間違いなく勤めていたの
で、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚の証言から判断して、申立人が、申立期間当時、同社において勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は平成 9 年 4 月 1 日に全喪しており、当時の事業主及び事務責任者は既に死亡していることから、同社における申立人の厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間における健康保険整理番号に欠番は無く、同原票により、昭和 43 年 7 月 12 日に申立人の健康保険被保険者証が返納された旨の記載が確認できる。

さらに、申立人は、雇用保険においても、昭和 43 年 6 月 30 日離職の記録が確認できるとともに、申立期間に係る加入記録は存在しない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月29日から30年1月1日まで

私は、昭和29年4月29日にA社に入社した時に、直前の勤務先の厚生年金保険被保険者証を同社に提出した。申立期間当時、生後間もない次女が高熱を出し、よく病院に通った記憶があるので、健康保険証は受け取っていたはずである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和30年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が入社する前から働いていたという同僚3人と役員及び申立人の5人が、A社が適用事業所となった昭和30年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社は平成13年10月25日に解散しており、当時の事業主及び役員は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除に係る事実が確認できない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 15 日から 44 年 8 月 1 日まで

A社を退職後、B社に就職したが、同社における標準報酬月額がA社における標準報酬月額より大幅に低くなっている。当時4万円ぐらいの給与はもらっており、給与が前職の半分以下となる会社に勤めるはずがない。B社での標準報酬月額が実際の額と異なっていることに納得できないので、申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたB社において、同時期に入社した同僚の資格取得時の標準報酬月額を確認したところ、いずれも申立人とほぼ同額の標準報酬月額であることが確認でき、申立人が主張する4万円ぐらいの給与に相当する標準報酬月額の者は見当たらない。

また、B社は、社会保険庁の記録のとおりの届出をしたことを証する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書しか保管しておらず、申立人の給与支給額及び保険料控除額について確認できる資料等は無く、詳細は不明と回答している。

さらに、厚生年金保険被保険者原票の記録が訂正されていないことから、遡及^{そきゅう}して標準報酬月額の訂正が行われた形跡もうかがえない上、申立人の標準報酬月額に係る記録は、社会保険庁の記録とも一致していることから、社会保険事務所において不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる

関連資料等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年1月から31年4月まで
② 昭和33年12月15日から35年9月28日まで

A社では、石炭運搬のトラックの運転手をしていた。B社でも、同じく運転手をしていた。両社とも給与明細書は残っていないが、給与をもらった時に明細書で厚生年金保険料が控除されていた記憶がある。また、保険証も会社からもらった気がする。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該期間のうち、昭和28年1月から同年7月31日までの期間について、社会保険事務所保管のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番は確認できない上、社会保険事務所の記録によると、同社は同年8月1日に適用事業所を全喪しており、同日以降は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A社は、適用事業所を全喪し、解散していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の被保険者資格の取得状況等について確認できない。

さらに、同僚C氏及びD氏には、A社の全喪日以前の厚生年金保険被保険者記録が確認できるものの、兩人とも全喪日以後の被保険者記録は確認できない上、兩人はいずれも既に死亡しており、他の同僚は姓のみの記憶で同人の特定ができず、周辺事情を調査できない。

申立期間②について、昭和36年3月15日付けのB社の職歴証明書により、申立人が33年12月15日から35年9月28日まで同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、同証明書によれば、申立人は雇用保険に加入していなかったことが

確認できる上、社会保険事務所保管のB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

また、B社を承継したE社によれば、当時の資料は無く、申立人が勤務していたかどうかは不明と回答している。

さらに、申立人は、B社の同僚に係る記憶が無く、同社において申立期間②と同時期に厚生年金保険の被保険者記録がある者198人のうち、坑内夫以外の同僚は8人いるが、いずれも連絡先が不明であることから、周辺事情を調査できない。

このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1354

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 1 日から 36 年 6 月 1 日まで

申立期間は、A市にあったB社に勤務していた。同社は個人会社であり、仕事内容は運送業で、従業員は30人ぐらい在職していた。約50年前のことであり、在職期間中の給与明細書も無く、保険料控除の事実が確認できるものは一切無いが、当該期間に被保険者であったことは紛れもない事実である。詳細について、今一度ご確認いただき、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、B社は、厚生年金保険の適用事業所の手続が行われていないことが確認できる上、商業登記簿にも記録が見当たらず、申立人に係る勤務実態等について確認することができない。

また、申立人は、B社の事業主C氏について、名字のみしか記憶しておらず、同人を特定することができない上、同僚の記憶も無いことから、周辺事情を調査することができない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年5月1日から同年12月2日まで
② 昭和29年10月21日から同年12月22日まで

私は、A社退職後、すぐにB社に就職したが、社会保険事務所の記録によると、A社の資格喪失日が昭和25年5月1日、B社の資格取得日が同年12月2日となっているため、申立期間①が未加入期間とされている。A社の具体的な退職時期については記憶が無いが、すぐにB社に入社したのは間違いないので、7か月もの未加入期間があるのは納得できない。

また、B社には昭和25年12月から31年12月まで継続して勤務していたにもかかわらず、28年11月6日から29年10月21日まではC社に転職し、29年12月22日から再びB社に入社したことになっている上、申立期間②が空白となっているのは納得できない。

申立期間①及び②は、いずれも正社員として空白期間無く勤務し、厚生年金保険料も控除されていたはずであるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人自身、A社又はB社のどちらの事業所に勤務していたかを記憶していないため、社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者名簿等について、A社及びB社の両方の記録を確認したが、社会保険事務所の記録に不自然な状況は見当たらず、申立人が申立期間①においてA社又はB社の厚生年金保険被保険者であった形跡は見当たらない。

また、申立人は、A社及びB社における同僚の氏名を記憶していないことから、両社の厚生年金保険被保険者名簿等から、申立期間①当時の同僚とみられる者を抽出し、聴取したところ、B社において昭和25年5月1日に資格

取得している者から、「自分は25年1月か2月ごろに入社したが、申立人は自分より後に入社してきた。」とする証言が得られたものの、この証言からは、申立人が申立期間①にどちらの事業所に勤務していたかを推認することはできない。

さらに、A社は既に全喪している上、B社は現存しているものの、申立期間①当時の資料は残っていないとしており、事業所における人事記録等を確認することもできない。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料も無く、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、社会保険事務所の記録によると、C社は、昭和29年11月13日に全喪しており、申立期間のうち、同日から同年12月22日までは厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、「C社は、B社の自動車の修理を行っていたが、自分はB社に継続して勤務しており、C社に転職した記憶は無い。」としているが、申立人と同様に申立期間②の前後にC社からB社に移っている者に聴取したところ、複数の者が、「申立人は、自分らとともにC社に勤務しており、同社が業務不振となったので、B社につてのあった申立人を頼って申立人と一緒に同社に入社した。」としているところ、社会保険事務所の記録によると、これらの同僚についても申立人と同様にC社の資格喪失後、B社で資格取得するまでに数か月の空白期間があることが確認できる。

さらに、B社及びC社から、申立期間当時の関連資料等を得ることもできず、ほかに、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1356

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月1日から同年11月21日まで
社会保険事務所の記録を確認したところ、昭和47年9月1日から同年11月21日まで勤務していたA社での厚生年金保険被保険者記録が無いと回答を受けた。

しかし、A社は大企業であり、自分は当然厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無いほか、同社の関連企業の厚生年金保険被保険者原票についても確認したが、申立人に係る記録は確認できない。

また、A社は、申立人に係る申立期間当時の勤務実態を確認できる人事記録及び社会保険の関係書類は確認できないと証言している。

さらに、雇用保険の記録によると、申立期間の前後に申立人が勤務した事業所については、雇用保険の被保険者記録がある一方、申立期間については雇用保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人は、同僚の名前の記憶は無く、同僚とは連絡が取れないほか、申立期間にA社において、厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の者にも聴取したが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることもできない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 5 月から 25 年 5 月まで

私は、昭和 21 年 5 月から 25 年 5 月まで A 社に勤務していた。同社入社後しばらくしてから厚生年金保険料が給与から控除され始めた記憶がある。

保険料控除を証明できるものは無いが、確かに勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚 4 人のうち 2 人は、申立期間において A 社の厚生年金保険の被保険者であることが確認できるとともに、これらの同僚は申立人を記憶していることから、申立人が同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A 社は昭和 24 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、21 年 5 月から 24 年 3 月までは厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が記憶している同僚 4 人のうち、申立人が自分より先に退職したとしている 2 人については、A 社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、上記同僚 4 人のうち 1 人は、申立人を含め、当時、同じ班で仕事をしていた 8 人の名前を記憶しているところ、社会保険事務所が保管している A 社の厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和 24 年 4 月 1 日にこの同僚を含む 7 人が連番で被保険者資格を取得していることが確認できるものの、申立人及び上記同僚 4 人のうち、申立人より先に退職したとしている 2 人の名前は確認できないことから、申立人及び当該同僚 2 人は、同社の厚生年金保険新規適用前に退職した可能性がうかが

える。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月24日から34年3月1日まで

私は、昭和33年1月に知人の紹介でA社B支店に入社し、平成10年3月まで勤務したが、厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については、厚生年金保険の被保険者記録が無く、空白となっていることが分かった。保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間に同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人はA社B支店において、昭和33年1月24日に資格取得し、平成10年3月31日に離職していることが確認できるとともに、同社における申立人の同僚の証言から判断して、申立人は、申立期間に同社に勤務していたと認められる。

しかし、A社B支店が保管している申立人に係る従業員名簿によると、申立人は昭和35年2月1日に「雇員」として採用された記録はあるものの、それ以前の期間に係る記録は無いことが確認できることから、申立人の前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の同僚は、「入社当時は臨時工としての扱いであり、入社後、半年から1年ぐらいは健康保険証をもらえなかった。」と証言しているとともに、申立人が紹介された者と同じ者に紹介され、申立人と同時期に同社に入社したとしている者についても、厚生年金保険の被保険者資格取得日は申立人と同じ34年3月1日であることが確認できることから、申立期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを必ずしも励行していなかったものと認められる。

また、社会保険事務所が保管しているA社B支店の昭和32年6月1日から34

年3月1日までの厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人が同年3月1日より前に資格取得した形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月4日から同年4月4日まで

私は、昭和30年3月1日に高校卒業後、すぐに上京し、同年3月4日にA社に入社した。

しかし、ねんきん特別便で厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、資格取得日が入社後の1か月後の同年4月4日とされていることが分かった。

社会保険事務所に記録の訂正を申し入れたところ、同期入社6人の被保険者資格の取得日が、同様に昭和30年4月4日になっており、問題は無いと言われたが、自分で同期に確認したところ、同年3月1日に資格取得している者がいることが分かった。

昭和30年3月からA社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「自分を含む同期入社6人はいずれも昭和30年3月末までにA社に入社していたにもかかわらず、6人中1人だけが同年3月に厚生年金保険被保険者資格を取得し、残りの5人の資格取得日が同年4月とされているのはおかしい。」としているが、申立人が記憶している5人の同僚のうち3人に聴取したところ、同年3月1日に被保険者資格を取得している者は同年2月中に同社に入社し、申立人を含む残りの5人は同年3月に入社していたことが確認できることから、申立期間当時、同社では入社翌月を資格取得日とする手続を行い、その結果、資格取得日に違いが生じたものと推認される。

また、B社（平成18年4月にA社と合併）に確認したが、申立期間当時の人事記録等は残っていないとしている。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 12 月 1 日から 12 年 5 月 9 日まで
社会保険庁の記録では、申立期間に係る標準報酬月額が 20 万円となっており、実際の報酬より低いことが判明した。年金受給に不利益となるため、標準報酬月額が回復されれば、保険料差額は支払うので、標準報酬月額を実際の報酬額に見合う金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険事務所の記録は一致していることが確認できる。

また、A社は、平成 14 年 1 月 22 日に厚生年金保険の適用事業所を全喪し、15 年 5 月 7 日には破産廃止決定を受けている上、事業主の親族は、当時の事業主は既に死亡しており、関連資料は無い旨を証言していることから、申立ての事実について確認することができない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、その主張する標準報酬月額の相違について、記録の回復がなされれば、保険料差額を負担する旨を申し出ているところ、厚生年金保険法第 92 条は、保険料を徴収する（又はその還付を受ける）権利は、2 年を経過したとき、時効によって、消滅すると規定されており、当該申立てに係る保険料の徴収権は既に消滅している。

また、当該申立てに係る給与支給額に基づく標準報酬月額が社会保険事務所の記録上の標準報酬月額を上回ることは確認できるが、厚生年金保険法第 75 条は、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとしていることから、本件については標準報酬月額の変更を記録上行ったとしても、保険給付には反映されない。

愛知厚生年金 事案1361

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年11月15日から32年8月1日まで
② 昭和42年7月31日から同年10月21日まで
③ 昭和53年3月29日から同年7月1日まで

私は、昭和26年1月から47年4月まで、A社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録が、途中の27年11月15日から32年8月1日までの期間が抜けている。

また、同社又はB社に勤めた期間のうち、昭和42年7月31日から同年10月21日までの期間が抜けている。同様にC社又はD社に勤めた期間のうち、53年3月29日から同年7月1日までの期間が抜けている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る商業登記簿によれば、申立人は、昭和28年5月15日付けで同社の役員に就任、44年2月28日に退任となっていることから、申立期間①の一部において申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社の事業主は、「当社は全喪（平成11年4月1日）後、資料は全部破棄しており、申立期間当時の事業主及び関係者も既に死亡しているため当時の状況は確認できない。」旨、証言している。

また、申立人が記憶する当時のA社の経理担当者及び同僚は、既に死亡しており、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立期間①当時におけるA社の役員及び役員の親族の厚生年金保険記録の状況を見ると、申立人と同様に、同社における被保険者期間に空白

のある者が複数存在する上、このうちの一人は、同社において、いったん資格喪失した後、申立人と同日（昭和32年8月1日）に再度、同社において資格取得していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該保険料控除に関する申立人の記憶も不明確である。

- 2 申立期間②について、A社に係る商業登記簿によれば、上述のとおり、申立人は、昭和28年5月15日付けで同社の役員に就任、44年2月28日に退任となっている上、B社に係る商業登記簿によれば、申立人は、同社が別社名（E社）からB社に商号変更された42年4月30日から59年12月2日に解散するまで、同社の代表取締役役に就任していたことから、申立期間②において申立人がA社及びB社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人が提出した昭和42年の所得税の確定申告書に記載されている社会保険料控除の金額は、社会保険事務所に記録されている申立人の標準報酬月額から計算した厚生年金保険及び健康保険の保険料額と比較して少額であることから、申立期間②に係る厚生年金保険料は給与から控除されていなかったことがうかがわれる。

また、A社の事業主は、上述のとおり、「当社は全喪（平成11年4月1日）後、資料は全部破棄しており、申立期間当時の事業主及び関係者も既に死亡しているため当時の状況は確認できない。」旨、証言している上、申立人は、B社に勤務していた申立期間当時の資料は保存していないと主張している。

さらに、申立人が記憶する当時のA社及びB社の経理担当者及び同僚は、既に死亡しており、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該保険料控除に関する申立人の記憶も不明確である。

- 3 申立期間③について、C社の事業主の親族は、「当社は全喪後、資料は全部破棄しており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため当時の状況は確認できない。」旨、証言している。

また、申立人は、申立期間当時はD社の事業主であったが、当時の資料は保存していないと主張している。

さらに、社会保険庁の記録上、C社は、昭和53年3月29日に厚生年金保険の適用事業所を全喪している上、D社は、同年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において両社はいずれも厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該保険料控除に関する申立人の

記憶も不明確である。

4 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1362

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月11日から48年4月1日まで

私は、A社に昭和42年6月に入社してから48年3月末まで継続して勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が抜けていることは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時に、A社の厚生年金保険等の事務処理を担当していた事業主の親族は、「申立人が受付事務で勤務していたことは覚えているが、勤務期間は不明である。また、厚生年金保険の被保険者資格を取得した証拠となる資料は存在せず、申立期間に厚生年金保険料を控除した記憶は無い。」と証言している。

また、申立人が、申立期間にA社に勤務していた記憶があると主張する複数の同僚は、いずれも「私は、申立期間にはA社に勤務していなかった。」と回答しており、当該複数の同僚の厚生年金保険被保険者記録にも不自然な状況はうかがえない。

さらに、申立期間当時に、A社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚からも、申立人の申立期間における同社での勤務実態に係る証言は得られなかった。

加えて、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

このほか、申立期間に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票について、整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1363

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月1日から13年12月1日まで

私は、申立期間について、ハローワークのA社に係る求人票に、同社は雇用保険、社会保険加入と記載があった記憶があり、社会保険に加入していたと確信していた。

退職後、失業給付を受給したことから、雇用保険に加入していたことは間違いが無く、厚生年金保険にも同じように入っていたはずである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、賃金台帳及び雇用保険の加入記録から、申立期間の一部において、申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社の事業主は、「当社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立人の給与から控除していた社会保険料は雇用保険料だった。」旨を回答している上、同社から提出された賃金台帳によれば、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間のうち、平成11年1月1日から同年1月30日まではB社、同年10月30日から12年2月29日まではC社における雇用保険の加入記録が確認できることから、当該期間においては、B社及びC社に勤務していたものと認められるところ、社会保険庁の記録によると、B社は、平成9年7月1日に、C社は平成7年2月21日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、申立期間においては、両社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

加えて、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1364

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から同年6月まで

私は、職業安定所の紹介でA社に入社し、昭和50年4月から同年7月まで勤務しており、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、同社における厚生年金保険の手続の状況について、「入社から3か月間は、試用期間のため厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった。申立人については、当社における勤務期間が3か月であるならば、試用期間中であつたため、厚生年金保険の資格取得手続を行わなかった。」と回答している。

また、申立人には、A社における雇用保険の加入記録は無い上、社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該保険料控除に関する申立人の記憶も不明確である。

加えて、申立期間に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票について、整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難いほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1365

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月から30年2月20日まで

私は、A社で昭和28年5月から44年11月まで勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚が「私は、A社の指示で申立人と一緒に自動車運転免許を取りに行き、同社において同種同様の仕事をしていた。」旨を証言していること、他の複数の同僚も、期間は不明としながらも申立人が同社に勤務していたことを証言していること、及び申立人の自動車運転免許取得日の記録から、申立期間の一部において、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の元事業主は、「A社は既に解散（平成17年12月31日）しており、資料の保存は無く、申立期間当時の事業主及び経理担当者は既に死亡しているため当時の状況は確認できない。」旨を証言している。

また、申立人のA社における厚生年金保険記号番号の払出票には、被保険者名簿の記録と同一の資格取得日が記載されており、申立期間に係る社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿においても、整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は確認できない。

さらに、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等は無く、当該保険料控除に関する申立人の記憶も不明確である。

加えて、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1366

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年2月1日から同年9月13日まで
② 昭和39年11月13日から40年10月1日まで
③ 昭和42年8月1日から45年12月29日まで

申立期間については、脱退手当金を受給しているため、年金額には算入されない旨の回答をもらった。

しかし、A社は実質的に個人会社で従業員も20人から30人ぐらいであり、退職時には退職金も無かった様な会社で、その後に一時金をもらった記憶は無い。

以上のことから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立期間①及び②の事業所名のほか、最後に被保険者として使用された事業所として、申立期間③の事業所名及びその住所が記されていることから、申立期間①、②及び③を合わせて脱退手当金が請求されたものと考えられる上、同裁定請求書及び裁定伺によれば、昭和46年3月にB社会保険事務所において受け付けられ、同年5月20日に最寄りの金融機関で受領できる国庫金送金通知書を送付したことが確認できること、及び裁定請求書に記載された申立人の住所が、申立人やその家族など近親者しか知り得ない申立人の母親の住所に訂正されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間③の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の字が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、脱退手当金請求書受付日から約2か月後の昭和46年5

月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1367

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月7日から42年6月21日まで
社会保険事務所で年金記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答をもらった。
しかし、私は脱退手当金を受け取った覚えは無く、納得ができないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い上、社会保険事務所が保管している申立人の脱退手当金裁定請求書には、申立人の当時の住所が記載されており、社会保険事務所は、申立てに係る事業所の資格を喪失した約1年後の昭和43年6月19日に脱退手当金裁定請求書を受領し、同年7月3日に支給決定、同年7月19日に支払を行ったことが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 16 日から 47 年 8 月 31 日まで
私は、A社に勤務した期間の厚生年金保険の記録について、脱退手当金を受け取ったこととなっているのは納得できない。
A社に確認したが、そのような手続は行っていないと説明された。
申立期間について、脱退手当金を受け取ったことも、受給手続を行ったことも無いので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険記号番号索引簿の申立人が記載されているページとその前後4ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和47年8月の前後2年以内に資格喪失した者23人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、6人に脱退手当金の支給決定がなされており、このうち5人は厚生年金保険資格喪失日から3か月以内に支給決定されているほか、当該同僚のうち1人は事業所が手続してくれたと証言しており、1人は脱退手当金の請求手続がどのようにされたかは覚えていないが、退職時に脱退手当金について会社から受給を希望するかどうか確認された記憶がある旨を証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがわれる。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和47年10月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。